(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町棚下字中野原八七六の五六二、赤城町長井小川田字鈩沢四五九九の二八、四五九九の五六、四五九九の八四、川島字西大洞二四七〇の一三、二四七二、渋川字中子三二五八、甘楽郡南牧村大字六車字岩下一二二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字中野原八七六の五六二、字鈩沢四五九九の二八、四五九九の五六、四五九九の八四、字中子三二五八、字岩下一二二九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市酒蒔字小滝ヶ沢一三の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市下浜長浜字平台二六の一、二六の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内南郷字赤渕八六、八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字赤渕八七(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内筏字沢田一三六から一三八まで、一四〇の一、一四一、一四四から一四六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字沢田一四〇の一・一四一・一四六(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千八百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十一月二十二日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛知県新城市細川字大沢四一の一、四一の二、四二、四五、四八、四八の一、五一の一、五三の一、五三の二、字日影六九、六九の一、六九の二、八六、下吉田字赤道一〇〇から一〇二まで、一〇三の二、一〇四、一〇七の一から一〇七の五まで、一〇八、字城山一の一九(次の図に示す部分に限る。)

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字大沢四一の一・四一の二・字日影六九・八六・字赤道一〇〇から一〇二まで・一〇三の二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字姥ケ塚一五の一(次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

二　(一)　保安林の所在場所　愛知県新城市池場字姥ケ塚一五の一(次の図に示す部分に限る。)

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

　字大沢四一の一・四一の二・字日影六九・八六・字赤道一〇〇から一〇二まで・一〇三の二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。)